

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
（建設のためのサービス、その他技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
また、本業務に係る特定及び契約締結は、当該業務に係る平成25年度当初予算が成立し、本予算示達がなされることを条件とするものです。

平成25年3月1日

国立大学法人 山口大学長
丸 本 卓 哉

1. 業務概要

- (1) 業務名 山口大学(光他)附属光小学校校舎改修他設計業務
- (2) 業務内容 本工事は、附属小学校校舎（改修2、980㎡、増築360㎡）及び大学体育施設（第1武道場（耐震改修）642㎡、改築360㎡他の全面的な改修その他の建築・設備の設計業務である。
- (3) 履行期限 平成25年7月31日（計画通知手続き完了期限）
（設計図作成及び積算業務については、6月14日までとする。）

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される企業体であること。
 - ① 文部科学省における平成25・26年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること。
 - ② 経営状況が健全であること。
 - ③ 不正又は不誠実な行ないないこと。
 - ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ⑤ 平成9年度以降に、設計完了した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の2階建て以上かつ延べ面積2,000㎡以上の新営又は全面的な改修工事に係る建築・設備の実設計の実績を有する技術者を配置できること。
同種業務・類似業務の別は、説明書による。
 - ⑥ 主業務が設計業務であり、中国・四国地区に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験、同種又は類似業務の実績
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験、同種又は類似業務の実績
 - ② 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

3. 手続等

- (1) 担当部局 〒753-8511 山口県山口市吉田1677-1
国立大学法人山口大学施設環境部施設企画課総務係
電話 083-933-5120
- (2) 説明書の交付期間
平成25年3月1日（金）から平成25年3月11日（月）までの9時00分から17時00分まで。
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は受け付けない。
- (3) 説明書の交付場所
（1）に同じ。
- (4) 参加表明書の提出期限
平成25年3月11日（月） 17時00分
ただし、休日は受け付けない。
- (5) 参加表明書の提出場所及び方法
（1）に同じ。
持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）又は託送（配達記録が

残る方法に限る。) すること。
ただし、郵送又は託送の場合は提出期限までに必着のこと。

- (6) 技術提案書の提出期限
平成25年3月19日(火) 17時00分
ただし、休日は受け付けない。
- (7) 技術提案書の提出場所及び方法
(1)に同じ。
持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)又は託送(配達記録が残る方法に限る。)すること。
ただし、郵送又は託送の場合は提出期限までに必着のこと。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付
ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約責任者が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する、他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ。
- (8) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も、記3(4)及び(5)により参加表明書を提出することができるが、記3(6)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (9) 本業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針(平成8年6月17日事務次官等会議申合せ)記4に定める調達の対象外である。
- (10) 詳細は説明書による。